

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）における教員のサバティカル研修に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教員 教授、准教授及び講師をいう。

(2) サバティカル研修 本学教員の教育研究能力の向上を図るとともに、本学における教育研究の発展に資することを目的として、教員の職務の全部を一定期間免除し、その代替・支援措置を講じた上で、教員が国内外の教育研究機関等において研究活動に従事する研修をいう。

(研修資格)

第 3 条 サバティカル研修に従事することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本学の専任教員として勤務する者で、サバティカル研修に従事したことがないもの

(2) サバティカル研修に従事したことがある者で、直近のサバティカル研修に従事した期間の終了した日から 10 年以上継続して勤務したもの

2 前項の規定にかかわらず、研修を開始しようとする日の前年度末において、過去 5 年間に連続する 6 月以上の出張若しくは研修の期間のある者については、原則としてサバティカル研修を利用することができないものとする。

(研修期間)

第 4 条 サバティカル研修に従事することができる期間（以下「研修期間」という。）は、原則として 2 月以上半年以内の継続する期間とする。

2 研修期間の始期及び終期は、学期区分を考慮するものとする。この場合において、サバティカル研修中の活動の形態、内容、期間の長短、代替・支援措置等に応じて、サバティカル研修に従事する教員及びその所属する専攻・科が実施可能と判断する始期又は終期とするなど、弾力的に取り扱うものとする。

(申請手続)

第 5 条 サバティカル研修に従事しようとする者は、事前に所属する専攻・科の了承を得たうえで、原則としてサバティカル研修に従事しようとする期間の始期が属する年度（以下「研修年度」という。）の前年度末までに理事長に対して、サバティカル研修実施申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請を受けた場合、教育研究審議会において、研修期間における代替・支援措置、教育研究・管理運営上の支障の程度等を勘案の上、研修期間、代替・支援措置その他必要な事項を審議し、原則として研修年度の前年度末までに決定するものとする。

(身分等)

第 6 条 研修期間中は、本学の職員としての身分を有し、給与の全額（支給要件を欠くこととなる諸手当（大学院調整額を含む。）を除く。）を支給する。

2 研修期間中であっても、信用失墜行為の禁止、倫理の保持その他の服務規律を遵守しなければならない。

(支援)

第7条 サバティカル研修取得教員の所属する専攻・科は、サバティカル研修期間中の業務についての代替措置を講ずるものとする。

2 サバティカル研修期間中の教育業務については、支障が生じないように、当該専攻に対し、これを支援する。

(研修期間中の兼業)

第8条 研修期間中の兼業は、サバティカル研修の趣旨を考慮し、原則として許可しないものとする。ただし、当該兼業が継続中であるもの又は特段の事情があると認める場合は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員兼業規程に定める許可を経て、兼業に従事することができる。

(研修成果の報告)

第9条 サバティカル研修を終えた者は、当該研修の終了後 30 日以内に、サバティカル研修実施報告書(様式第2号)を理事長に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、サバティカル研修に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年5月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

サバティカル研修実施申請書

年 月 日

公立大学法人金沢美術工芸大学理事長 様

所属

職名

氏名

（署名又は記名押印）

公立大学法人金沢美術工芸大学サバティカル研修規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり、サバティカル研修の実施を申請します。

記

氏 名	
研修実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
研修先の教育研究機関等	
研修概要	
研修実施期間中に開設される授業科目・単位数	
当該教員不在時の支援体制	・教育（授業、指導教員等） ・管理運営（学内委員等）
非常勤講師など代替措置が必要な担当科目・時間数と理由	

※研修計画書及び研修先の教育研究機関等の受入証明書を添付すること

様式第2号（第9条関係）

サバティカル研修実施報告書

年 月 日

公立大学法人金沢美術工芸大学理事長 様

所属

職名

氏名

公立大学法人金沢美術工芸大学サバティカル研修規程第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、サバティカル研修による研修成果を報告します。

記

研修実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
研修先の教育研究機関等	
研修報告	